

予 規 通 知
令 和 2 年 1 0 月 1 3 日

各所属長 様

宮代町長 新井康之

令和3年度の予算編成方針について(通知)

下記により編成することとしたので、予算規則第5条の規定に基づき通知する。

記

令和3年度予算編成方針の基本的考え方

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による税収等主たる財源の減少に加え、幼保無償化や高齢化の進行による社会保障関連経費の増加により、より一層厳しい財政状況が見込まれる中であって、新たな10年のまちづくりの方向性を示す総合計画のスタート年であることから、それにふさわしい予算編成を行う必要がある。ついては、令和3年度の予算編成にあたっての重点を示すので、これら考えのもと、創意工夫、必要に応じた各課連携の上、編成作業にあたってほしい。

(1)第5次総合計画実行計画事業の着実なスタート

事業のスタートを着実に切るためには、初年度の予算編成が重要である。事業趣旨を十分に理解し、事業実施に真に必要な予算を要求すること。

(2)積極的な特定財源の確保、事務事業の整理統合・廃止

税収等主たる財源の減少に対応するためには、新たな財源となる国・県や財団等の補助金等の確保に努める必要がある。また、新たな事業を始めるにあたっては、これまで実施してきた事業の必要性や合理性を確認・点検して、場合によって、整理統合や廃止することも必要である。これらを念頭に予算を要求すること。

(3)一般行政経費予算配分枠の設定とマイナスシーリングの実施

限られた財源を効果的に活用するとともに、例年通り、慣例を今一度見つめなおし、真に必要な経費を計上するという観点から、一般行政経費にはマイナスシーリングを実施する。各課所管の各々の事業を適切に見積もり、その積み上げを行うこと。

(4)持続可能な財政運営に資する不断の取り組み

次に掲げる取り組みを引き続き実施し、持続可能な財政運営に取り組むものとする。

- ・公共施設再編計画の継続的な推進
- ・国民健康保険税率の定期的な見直し
- ・資本費平準化債を活用した公共下水道事業の償還負担の低減
- ・地方債償還の着実な進捗を前提とした臨時財政対策債の活用

(5)規​​律ある財政調整基金の活用

新型コロナウイルス感染症の拡大によりこれまで以上に厳しい財政状況が見込まれるものの、地方自治体として健全な財政運営を行うことが必要であることから、財政調整基金の活用上限を令和2年度並みの5億円を上限とする。

【参考】国の令和3年度予算編成における留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症への対応と地域経済活性化の両立並びに防災・減災等の重要課題への対応
- ・地方税等の大幅な減少が見込まれる中、令和2年度地方財政計画の水準を下回らない同水準の確保
- ・自治体デジタルトランスフォーメーションの推進及び財政マネジメントの強化